

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する民間提案募集要領の質問に対する回答

平成30年11月12日

No.	頁	項目	質問の表題	質問の内容	回答
1	1	3 (3)	処理方式	処理方式について、貴市基本構想においては「シャフト炉式ガス化溶融方式」が望ましいとされていますが、現段階では機種はこれに限定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 基本構想66頁に記載のとおり、第3セクター方式による交付金の直接交付が現時点では困難であるため、PFI法に則った事業方式を検討しています。今回の民間提案募集は、PFI法第6条に基づく「実施方針の策定の提案」であり、処理方式は提案項目としています。 ただし、募集要領に記載のとおり、幅広いごみ質に対応でき、君津地域4市の最重要課題である資源化の促進と最終処分量の極小化に資する処理方式であることが前提です。
2	2	3 (5) ④	SPCへの財政上の支援	SPCについて、貴市をはじめ君津地域4市の出資を想定されているとのことですが、合計の出資比率は何%を想定されているのでしょうか。かずさクリーンシステムにおける出資比率と同程度と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、出資比率の具体的な数値は未定です。なお、現施設では行政側の意向が全く反映されない事態を防ぐため、定款の変更など特別決議事項については発言権を有し、君津地域4市の同意を必要とするために3分の2以上を民間が保有しないように出資比率を設定しています。
3	2	3 (5) ⑤	住民合意の取得	事業実施用地について、周辺住民合意の取得は君津地域4市とSPCが協力して実施するとありますが、取得に向けた住民説明等における貴市と事業者の役割りについてお考えがあればご教示ください。	役割については、原則、個別に協議したうえで決定しますが、当広域事業の必要性や建設地選定に至った経緯等に関することは行政側が、処理施設の概要や配置等に関することや環境影響評価に関することは事業者側が、主に対応するものと考えています。

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する民間提案募集要領の質問に対する回答

平成30年11月12日

No.	頁	項目	質問の表題	質問の内容	回答
4	3	4 (3) ①	事前相談の実施	事前相談の際、民間事業者からの提案内容に係る情報については守秘対象情報と理解しておりますが、本事業に関係される自治体様すべてにおいて、守秘対象情報として取扱いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	3	4 (3) ①	事前相談の実施	事前相談の申し込みについて、「PFI法第6条に基づく民間提案を行う予定の事業者」であり、「提案を行うための事業実施能力を有する事業者」であることが申込条件になるとの理解でよろしいでしょうか。	提案資格を、4頁(4)③に記載のとおりとしていることから、一定条件を満たした法人であれば事前相談の申し込みができます。なお、事前相談の段階では、「提案を行うための事業実施能力を有する事業者」であることを申込条件にはしていません。
6	4	4 (4) ③	提案資格	民間提案を行うものは、平成31年1月の提案提出段階で、用地確保など提案内容を履行できる条件を整えている必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	今回の民間提案募集は、PFI法第6条に基づく「実施方針の策定の提案」であるため、平成31年1月の提案提出段階で、用地確保など提案内容を履行できる条件を整えている必要はありません。ただし、7頁9に記載のとおり、審査項目に「提案内容の実現性」や「事業を安定的に担う体制・能力等の有無」を設けていることから、実現性等の低い提案は採用されない可能性があります。
7	5	4 (7)	検討結果の通知・公表	提案及び検討の概要を公表される際には、提案者と公表内容について事前に協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する民間提案募集要領の質問に対する回答

平成30年11月12日

No.	頁	項目	質問の表題	質問の内容	回答
8	5		スケジュール概要	貴市にて想定されている実施方針以降（平成31年4月以降）の事業者選定スケジュールについてご教示ください。	平成31年8月入札公告、平成32年3月事業契約締結の予定です。
9	6	7 (2)	提案書に関する書類	提案書に関する書類について、「提案書（様式2）」と「参考資料」は一体のものとして評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	「参考資料」は、「提案書（様式2）」の具体的な内容を補う資料として追加可としており、これに該当するものは審査対象となります。
10	6	8	求める提案内容	民間提案を行うにあたり、民間事業者が募集要領で提示された項目に関して、全体記載項目を網羅せず、一部の項目についてのみ提案を行うことは不可との理解でよろしいでしょうか。	提案書類は、一部の項目のみの提案では、7頁9に掲げる審査ができないことから、全て記載することを原則とします。